

学校給食費の公会計化について

1 概要

教員の業務負担軽減や、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収管理業務の集約及び効率化等が見込めることから、令和5年度から学校給食費の公会計化を実施します。

公会計化により、学校給食費の徴収管理や督促業務、食材料の調達・支払いを市が行うこととなり、令和5年度より、保護者から徴収する給食費は歳入予算、食材料の支払いは歳出予算として計上します。公会計化移行時期は以下のとおりです。

	～R5.3	R5.4～	R5.2学期～
共同調理場校	私費会計		公会計
単独調理校			
中学校			

2 立川市立学校の学校給食費に関する条例等について

令和4年9月議会において、立川市立学校の学校給食費に関する条例を提出し承認を得ました。また、給食提供の申し込みや給食費単価、督促等の様式を規定した条例施行規則を教育委員会に提出し承認を得ました。

各学校の私費会計における学校給食費の滞納分については、文科省ガイドラインや関連部署と調整のうえ、市に引き継ぎます(債権譲渡)。債権譲渡された場合、学校給食課において債権管理台帳等により適正に管理し、督促・催告を行います。給食費は市が持つ債権のうち私債権に分類されるため、債務者による時効の援用が見込めず、市において回収の努力を尽くしたうえでも回収が見込めない場合は、議会承認のもと債権の放棄を行います。

3 学校給食用材料の調達について

学校給食用材料については、「立川市学校給食用材料調達事務要綱」及び関連例規等に基づき、原則として国内産の、安全・安心かつ良質な食材料を使用し、野菜等は立川産を優先して使用しています。

公会計化により食材料の調達・支払いを市が行うにあたり、調達事務における公平性、透明性をより確実にするとともに、これまでどおり、安全・安心な食材料を調達していくため、要綱等の見直しを行います。

4 保護者案内通知の発送について

小・中学校の児童・生徒の保護者宛てに、令和5年度の学校給食に関する様々な変更点についての案内通知一式を11月22日に発送しました。この案内通知に、令和5年度以降の給食費に関するご案内や行っていただく手続きに関する書類を同封しています。

【学校が行う主な手続き等】

- ・債権譲渡に係る滞納者情報の取りまとめ
- ・学校給食課からの保護者周知文書等の配布

【保護者が行う主な手続き等】

- ・市に対して学校給食申込書を提出する
- ・市に対して口座振替依頼書を提出する